

## 第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

### 1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び計画地の位置する寄居町によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは表 6.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に示される内容のうち、本事業に関連する内容を抜粋し、本事業における配慮事項を整理したものは表 6.1-2(1)～(9)に示すとおりである。

表 6.1-1 本事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月）
	埼玉県環境基本計画（平成29年3月）
	第4次埼玉県国土利用計画（平成22年12月）
	第5次埼玉県土地利用基本計画 計画書（平成25年2月）
	埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－（平成29年7月）
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）
	埼玉県景観計画（平成19年8月）
	第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
	埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年3月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和2年3月）
寄居町	第2次寄居町環境基本計画（平成29年4月）
	寄居町都市計画マスタープラン（平成30年3月）
	第6次寄居町総合振興計画 基本構想・前期基本計画（平成29年3月）
	寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月）
	寄居町一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理基本計画（令和2年3月）

表 6.1-2(1) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（埼玉県）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成6年12月)	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> <li>・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、建設機械の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> </ul>
埼玉県環境基本計画 (平成29年3月)	<p>21世紀半ばを展望した新たな長期的な目標（将来像）を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなエネルギーが普及した自律分散型の低炭素社会づくり</li> <li>・限りある資源を大切にす循環型社会づくり</li> <li>・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</li> <li>・安心・安全な環境保全型社会づくり</li> <li>・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</li> </ul> <p>[計画期間:平成24年度～平成33年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低炭素型社会づくりへの配慮</li> <li>・高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。</li> <li>・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。</li> <li>○循環型社会づくりへの配慮</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</li> <li>・極力残土の発生しない敷地・レイアウト計画に努める。</li> <li>・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> <li>○自然共生社会づくりへの配慮</li> <li>・緑地面積は、敷地面積（緩衝緑地を含む）の20%以上の面積を確保する。</li> <li>・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。</li> <li>○環境保全型社会づくりへの配慮</li> <li>○協働社会づくりへの配慮</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> <li>・既存施設と同様に、計画施設では排出ガス濃度、騒音、悪臭等の測定管理を行い、その記録を保管、公開するなど、公共関与のもと適切な情報公開を行う。</li> </ul>

表 6.1-2(2) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（埼玉県）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第4次埼玉県国土利用計画 (平成22年12月)</p>	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の有効利用</li> <li>・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・安心・安全な県土利用</li> <li>・多様な主体の参画、計画的な県土利用</li> </ul> <p>[目標年次：平成32年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を運営管理しているが、本事業は、彩の国資源循環工場内に位置する既存施設用地内（埼玉県有地）において、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> <li>・既存施設と同様に、計画施設では排出ガス濃度、騒音、悪臭等の測定管理を行い、その記録を保管、公開するなど、公共関与のもと適切な情報公開を行う。</li> </ul>
<p>第5次埼玉県土地利用基本計画 計画書 (平成25年2月)</p>	<p>計画地は、本計画で区分している「県北（北部）地域」に属し、都市地域（用途地域が定められている区域）に位置する。</p> <p>都市地域では、以下の土地利用の原則が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災機能の向上や環境に配慮した都市の形成を図るとともに、自然環境の保全、回復、創造を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を運営管理しているが、本事業は、彩の国資源循環工場内に位置する既存施設用地内（埼玉県有地）において、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> </ul>

表 6.1-2(3) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（埼玉県）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県5か年計画 —希望・活躍・うるおいの埼玉— (平成29年7月)</p>	<p>埼玉県が目指す将来像と、平成29年度から今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画であり、分野別施策の体系「V 豊かな環境をつくる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的発展が可能な社会をつくる(施策)</li> <li>・環境に優しい社会づくり</li> <li>・公害のない安全な地域環境の確保</li> <li>・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進</li> </ul> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然と共生する社会をつくる(施策)</li> <li>・みどりの保全と再生</li> <li>・川の再生</li> <li>・生物多様性の保全</li> </ul> <p>[計画期間:平成29年度～平成33年度]</p>	<p>○持続的発展が可能な社会への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。</li> <li>・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> <li>・既存施設と同様に、計画施設では排出ガス濃度、騒音、悪臭等の測定管理を行い、その記録を保管、公開するなど、公共関与のもと適切な情報公開を行う。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</li> <li>・極力残土の発生しない敷地・レイアウト計画に努める。</li> <li>・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> </ul> <p>○豊かな自然と共生する社会への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積は、敷地面積（緩衝緑地を含む）の20%以上の面積を確保する。</li> <li>・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。</li> </ul>

表 6.1-2(4) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（埼玉県）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>まちづくり埼玉プラン (平成 30 年 3 月)</p>	<p>県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】 みどり輝く 生きがい創造都市 ～暮らし続けるふるさと埼玉～</p> <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトなまちの実現</li> <li>・地域の個性ある発展</li> <li>・都市と自然・田園との共生</li> </ul> <p>[目標期間：策定後 10 年間]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を運営管理しているが、本事業は、彩の国資源循環工場内に位置する既存施設用地内（埼玉県有地）において、埼玉県との PFI 事業の契約期間（平成 16 年 4 月～令和 6 年 3 月の 20 年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> </ul>
<p>埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)</p>	<p>県内の景観計画に関連して、以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。なお、計画地は用途地域の定められている区域内に位置しているため、本計画に基づく「一般課題対応区域（都市区域）」に属している。</p> <p>【将来の景観像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住みたい埼玉</li> <li>・訪れたい埼玉</li> <li>・誇りに感じる埼玉</li> </ul> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。</li> </ul> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積は、敷地面積（緩衝緑地を含む）の 20%以上の面積を確保する。</li> <li>・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。</li> <li>・周囲の環境と調和する色彩を採用する。</li> <li>・圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。</li> </ul>

表 6.1-2(5) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（埼玉県）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第2次埼玉県広域緑地計画 (平成29年3月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【緑の将来像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</li> </ul> <p><b>【緑のあり方（実現のために）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な緑に関する基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てる。</li> <li>・県民にとって「身近な緑」である「都市の樹林地」を中心に守り育てる。</li> </ul> </li> <li>○地域別の緑のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地は西部の山地区分内に位置する市街地に属している。</li> <li>・市街地の緑のあり方として、「残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにする。」と示されている。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【緑のネットワークの形成方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の核（コア）」をいかに</li> <li>・「緑の拠点（エリア）」をつくる</li> <li>・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ</li> </ul> <p><b>【身近な緑に関する施策の基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑を保全する</li> <li>・緑を創出する</li> <li>・緑を活用する</li> </ul> <p>[計画期間:平成29年度～平成33年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積は、敷地面積（緩衝緑地を含む）の20%以上の面積を確保する。</li> <li>・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。</li> </ul>
<p>第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)</p>	<p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」を目指し、以下の方向性、目標が示されている。</p> <p><b>【方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進</li> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・環境産業の育成</li> <li>・災害廃棄物対策の推進</li> </ul> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ排出量【一般廃棄物】 平成32年度：488千トン (平成25年度実績比約10%削減)</li> <li>・最終処分量【産業廃棄物】 平成32年度：175千トン (平成25年度実績比約10%削減)</li> </ul> <p>[計画期間：平成28年度～平成32年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</li> <li>・極力残土の発生しない敷地・レイアウト計画に努める。</li> <li>・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> </ul>

表 6.1-2(6) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（埼玉県）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県地球温暖化対策推進条例 (平成 21 年 3 月)	事業者は、その事業活動において、自主的かつ積極的に地球温暖化対策を実施するとともに、県、県民、環境保全活動団体等の地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。</li> <li>・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。</li> </ul>
埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期） (令和 2 年 3 月)	<p>本計画は、国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、県における温暖化影響の深刻化を踏まえ、地球温暖化対策を更に進めていくために策定されている。</p> <p>以下に示す目指すべき将来像、温室効果ガス削減目標を実現すべく、緩和策・適応策の取り組みが示されている。</p> <p><b>【目指すべき将来像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉</li> </ul> <p><b>【温室効果ガス削減目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2030 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減する。</li> </ul> <p>[計画期間：2020（令和2）年度 ～2030（令和12）年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。</li> <li>・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。</li> <li>・緑地面積は、敷地面積（緩衝緑地を含む）の 20%以上の面積を確保する。</li> <li>・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。</li> </ul>

表 6.1-2(7) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（寄居町）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第2次寄居町環境基本計画 (平成29年4月)</p>	<p>本計画は、町の恵まれた自然を守り育て、町民、事業者、連携のもと、健康で快適な環境を築いていくため、以下の将来像、環境保全行動プロジェクトを掲げ、環境保全行動の展開が図られている。</p> <p><b>【望ましい環境像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち</li> </ul> <p><b>【環境保全行動プロジェクト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして（自然環境）</li> <li>・健康で安心・安全に生活できるまちをめざして（生活環境）</li> <li>・快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして（快適環境）</li> <li>・環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして（地球環境）</li> <li>・共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして（協働環境）</li> </ul> <p>[計画期間：平成29年度（2017）年度～平成38（2026）年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地面積は、敷地面積（緩衝緑地を含む）の20%以上の面積を確保する。</li> <li>・整備する緑地等は、適切に維持・管理を行う。</li> </ul> </li> <li>○快適環境への配慮</li> <li>○生活環境への配慮</li> <li>○協働環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> <li>・既存施設と同様に、計画施設では排出ガス濃度、騒音、悪臭等の測定管理を行い、その記録を保管、公開するなど、公共関与のもと適切な情報公開を行う。</li> </ul> </li> <li>○地球環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。</li> <li>・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</li> <li>・極力残土の発生しない敷地・レイアウト計画に努める。</li> <li>・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。</li> </ul> </li> </ul>

表 6.1-2(8) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（寄居町）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第6次寄居町総合振興計画 基本構想・前期基本計画 (平成29年3月)</p>	<p>寄居町が目指す将来像と、平成29年度から今後10年間に取り組む施策等を明らかにした町政運営の基本となる行政計画であり、「土地利用構想」において、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【土地利用構想】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地を含む彩の国資源循環工場一帯は、「先端技術を活かした産業活動を展開する地域」に位置付けられている。</li> <li>・この地域では、周辺環境との調和を図りつつ、産業活動や研究・開発、企業間連携、技術交流を展開する企業の集積を維持・発展させる方針が示されている。</li> </ul> <p>[計画期間：平成29年度(2017)年度～平成38(2026)年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を運営管理しているが、本事業は、彩の国資源循環工場内に位置する既存施設用地内（埼玉県有地）において、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> </ul>
<p>寄居町都市計画マスタープラン (平成30年3月)</p>	<p>「第6次寄居町総合振興計画」に掲げる寄居町が目指す姿とまちづくりの基本目標の実現を目指し、本計画が目指す都市将来像、都市づくりの目標、将来都市構造（ゾーン）別の方針等が示されている。</p> <p><b>【目指す都市の将来像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と共生し、産業と活力にあふれ誰もが住みたくなるまち 寄居</li> </ul> <p><b>【都市づくりの目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町全体に賑わいと活気を生み出すまちづくり</li> <li>・誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり</li> <li>・豊かな自然を大切にし、共生するまちづくり</li> </ul> <p><b>【産業ゾーンの方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地を含む彩の国資源循環工場一帯は、「産業ゾーン」に位置付けられている。産業ゾーンの方針は以下のとおりである。</li> <li>・都市計画で工業専用地域に指定されている三ヶ山地区及び富田谷津地区では、既に彩の国資源循環工場や自動車生産工場が本格稼働しており、本地域を産業集積拠点と位置付け、先端技術や環境技術、ビジネスの創造・発信ができるまちづくりを目指すとともに、工業振興や雇用の創出のため、企業との連携強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を運営管理しているが、本事業は、彩の国資源循環工場内に位置する既存施設用地内（埼玉県有地）において、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> </ul>

表 6.1-2(9) 公的な計画等の内容と本事業における配慮事項（寄居町）

公的な計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>寄居町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成29年3月）</p>	<p>「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」等の計画に基づき策定された計画であり、以下の基本方針が示されている。</p> <p>また、計画地に関連して、ごみの発生・排出抑制の方策におけるその他民間活用（彩の国資源循環工場）による方策が示されている。</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進</li> <li>・安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進</li> <li>・住民・事業者が実践し協働しやすいごみ処理体制の構築</li> </ul> <p><b>【ごみの発生・排出抑制の方策（その他民間活用（彩の国資源循環工場）による方策）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物を再生資源とした利用推進</li> <li>・彩の国資源循環工場の適切な運用管理</li> </ul> <p>[計画期間：平成29年度～平成38年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を運営管理しているが、本事業は、彩の国資源循環工場内に位置する既存施設用地内（埼玉県有地）において、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。</li> <li>・計画施設は、既存施設と同様の方針に基づく環境保全対策を有する施設とし、適正な運転・管理のもと、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。</li> </ul>
<p>寄居町一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理基本計画（令和2年3月）</p>	<p>寄居町の生活排水処理に関する計画であり、以下の計画の目標、方針等が示されている。</p> <p><b>【計画の目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業により、全ての生活排水が速やかに処理される状態へ移行することを目標とし、令和7年度生活排水処理普及率100%を目標とする。</li> </ul> <p><b>【生活排水処理の基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道計画区域においては、令和7年度までに現状の事業計画区域について下水道整備を進める。</li> <li>・計画地を含む埼玉県環境整備センター地内は、計画地を含む彩の国資源循環工場Ⅰ期事業地内を除き、「流域関連公共下水道整備区域（令和7年度まで）」に指定されている。</li> </ul> <p>[計画期間：令和2年度～令和7年度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水は、既存施設と同様に、合併浄化槽で埼玉県浄化槽設置指導要綱に定める水質基準値以下に浄化した後、排水路を経由して天神沢川へ放流する。</li> </ul>

## 2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域

### (1) 法律または条令の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、計画地及びその周辺（計画地の周囲 3 km 以内の地域の内計画地を除く範囲）における指定状況は、表 6.2-1 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月、法律第 88 号）に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」、「都市計画法」に基づく「工業専用地域」及び「景観法」に基づく「景観計画区域（一般課題対応区域）」に指定されている。



(2) その他の配慮すべき地域

計画地及びその周辺には、表 6.2-2 に示すとおり、法令による指定地以外で配慮すべき地域等の分布がみられる。

表 6.2-2 配慮すべき地域等とその分布状況

区 分	配慮すべき地域等	計画地での該当の有無
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	△計画地周辺に、項目によって環境基準を上回る地域がある
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	△計画地周辺に保全対象となる施設及び住居が分布する
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	×閉鎖性水域は分布しない
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	×計画地内には分布しない
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	×計画地内には分布しない
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること	×計画地内は既存施設が立地する平坦地である
	重要な地形、地質及び自然現象	×計画地内には分布しない
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	×計画地内には分布しない
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	△計画地は既存施設が立地・操業する廃棄物処理施設用地であるが、計画地周辺には樹林等が分布しており、注目すべき動物種・植物種の分布域となっている可能性がある
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域	△計画地内には分布しないが、が、計画地周辺には樹林等が分布しており、地域を特徴づける生態系が形成されている可能性がある
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること	×計画地は既存施設が立地・操業する廃棄物処理施設用地である
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	×計画地内には分布しない
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	×計画地は既存施設が立地・操業する廃棄物処理施設用地である
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	×計画地内には分布しない
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	×計画地内には分布しない
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	×計画地内には分布しない
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること	○実行可能な範囲で廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること	○実行可能な範囲で温室効果ガス等の排出抑制に努める
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること	○実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源整備に努める
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は低減に努めること	×計画地及びその周辺に放射線量の高い地域は分布しない

注) ○：計画地が該当する、△：計画地周辺に該当する区域がある、×：計画地及びその周辺は該当しない

### 3 対象事業の立地回避が困難な理由

#### (1) 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

埼玉県では、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」として、埼玉県環境整備センター内に彩の国資源循環工場を平成18年に竣工し、令和2年4月現在で当社を含む8事業者が運営している。このうち当社が運営するサーマルリサイクル施設は、彩の国資源循環工場の一つとして、埼玉県のPFI事業により、廃棄物を資源とする製品開発や効率的に資源エネルギーの回収等を行える施設として平成18年に竣工し、運用しているところである。

本事業は、埼玉県とのPFI事業の契約期間（平成16年4月～令和6年3月の20年間）の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。

#### (2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

当社は、前項に示したとおり、彩の国資源循環工場の一つとして、埼玉県のPFI事業により、廃棄物を資源とする製品開発や効率的に資源エネルギーの回収等を行える施設として平成18年に竣工し、運用しているところであり、本事業は、埼玉県とのPFI事業の契約期間の終了に伴い、埼玉県と次期契約にかかる経営計画策定に資するため、サーマルリサイクル（再資源化）施設を更新するものである。このため、計画地の変更は困難である。

#### 4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6.2-1 及び表 6.2-2 に示した地域に対する立地回避以外の回避または低減措置は、表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後事業計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画施設では、排出される排出物の基準値を設定し、測定管理を行う。</li> <li>・廃棄物運搬車両の主な走行ルートは、既存施設と同様のルートとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校その他の環境の保全に配慮が必要な施設の存する地域及び良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避または低減に努める。</li> </ul>	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全と旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査により、計画地周辺において注目すべき種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避または低減に努める。</li> </ul>	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果により、計画地周辺に分布する主要な眺望景観や自然とのふれあいの場への影響が予測される場合は、それらの影響の回避または低減に努める。</li> </ul>	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。</li> <li>・温室効果ガスの排出抑制に努める。</li> <li>・温室効果ガスの吸収源対策として緑化に努める。</li> </ul>	特になし
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	特になし	特になし	特になし